

令和6年度

第1回 入間市防災会議

日時：令和7年3月13日(木)午後2時～

会場：産業文化センターA棟2階第2集会室

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 協議事項

入間市地域防災計画の改訂について 資料1

5. 報告事項
- 組織の見直しについて 資料2
- 令和6年度第4・6回入間市防災訓練について 資料3

6. その他

令和7年度入間市防災会議の実施計画

第1回 令和7年12月19日(金)14時～(予定)

第2回 令和8年3月19日(木)14時～(予定)

入間市防災会議委員名簿

R7.3.13

No		機関名	職名	氏名	代理出席者	当日出欠席
1		入間市	市長	杉島 理一郎		出
2	1号委員	所沢労働基準監督署	署長	里 勝弘	八巻 美奈子	出
3	2号委員	埼玉県西部地域振興センター	所長	和田 公雄		出
4	2号委員	飯能県土整備事務所	所長	関 宏	遠藤 哲雄	出
5	2号委員	狭山保健所	所長	辻村 信正		出
6	3号委員	狭山警察署	署長	久保田 豊	松原 宏治	出
7	4号委員	入間市	副市長	濱川 敦		出
8	4号委員	入間市	企画部長	浅見 嘉之		出
9	4号委員	入間市	総務部長	平沼 宏之		出
10	4号委員	入間市	市民生活部長	片寄 貴之		出
11	4号委員	入間市	危機管理安全部長	高野 広行		出
12	4号委員	入間市	環境経済部長	岸 道博		出
13	4号委員	入間市	都市整備部長	吉野 敬司		出
14	4号委員	入間市	福祉部長	須田 美菜子		出
15	4号委員	入間市	こども支援部長	齋藤 忠士		出
16	4号委員	入間市	健康推進部長	河村 香代子		出
17	4号委員	入間市	上下水道部長	晝間 忠利		出
18	4号委員	入間市	議会事務局長	栗原 康友		出
19	4号委員	入間市	教育部長	浅見 泰志		出
20	4号委員	入間市	市民生活部次長	竹廣 由美		出
21	4号委員	入間市	福祉部次長	忽滑谷 敦子		欠
22	4号委員	入間市	こども支援部長次長	黒木 聰子		出
23	4号委員	入間市	健康推進部次長	徳山 雅美		出
24	5号委員	入間市	教育長	中田 一平		出
25	6号委員	埼玉西部消防組合入間消防署	署長	原嶋 達也		出
26	6号委員	入間市消防団	消防団長	西澤 宏志		出
27	7号委員	西武鉄道株式会社	飯能駅管区長	大橋 正		出
28	7号委員	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	支社長	小西 高志	細川 和宏	出
29	7号委員	東日本電信電話株式会社 埼玉西支店	支店長	山崎 大二郎		出
30	7号委員	入間地区医師会	防災担当理事	野中 晴彦		欠
31	7号委員	日本郵便株式会社狭山郵便局	郵便局長	川音 保久	鈴木 肇	出
32	8号委員	入間市連合区長会	会長	三木 敏正		出
33	8号委員	株式会社エフエム茶笛	専務取締役	東 たか子		出
34	8号委員	入間ケーブルテレビ株式会社	制作編成部 部長	小太刀 亨		欠
35	8号委員	入間市防災アドバイザー	防災アドバイザー	岡崎 洋志		出
36	8号委員	入間市男女共同参画審議会	委員	木村 仁美		欠
37	8号委員	入間市高齢者福祉審議会	委員	高山 京子		出
38	8号委員	入間市障害者福祉審議会	委員	川野 志保		出
39	アドバイザー	航空自衛隊中部航空方面隊司令部	防衛部災害派遣担当	浮邊 繁喜		欠

入間市地域防災計画 新旧対照表（令和6年度）

資料1

【第1編 総則】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考								
総-1	<p>第1章 計画の目的・方針等 第4節 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。 このため、市及び関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正については、計画修正案を入間市防災会議に提出するものとする。 なお、修正にあたっては、女性や高齢者、障害者などに配慮し、<u>ジェンダー主流化</u>その他多様な視点を取り入れるものとする。</p>	<p>第1章 計画の目的・方針等 第4節 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。 このため、市及び関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正については、計画修正案を入間市防災会議に提出するものとする。 なお、修正にあたっては、女性や高齢者、障害者などに配慮し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるものとする。</p>	防災基本計画の修正								
総-3	<p>第2章 防災関係機関等 役割 第1節 防災会議 入間市防災会議は、災害対策基本法第16条及び入間市防災会議条例に基づき設置され、所掌事務 及び組織については、次のとおりである。 なお、<u>ジェンダー主流化</u>の視点から、 防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</p>	<p>第2章 防災関係機関等 役割 第1節 防災会議 入間市防災会議は、災害対策基本法第16条及び入間市防災会議条例に基づき設置され、所掌事務 及び組織については、次のとおりである。 なお、男女共同参画の視点から、 防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</p>	防災基本計画の修正								
総-11	<p>第2章 防災関係機関等の役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災会</td> <td> 1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること <u>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</u> <u>5 防災訓練の実施に関すること</u> <u>6 防災資機材等の備蓄に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること <u>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</u> <u>5 防災訓練の実施に関すること</u> <u>6 防災資機材等の備蓄に関すること</u>	<p>第2章 防災関係機関等の役割 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災会</td> <td> 1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること 4 防災訓練の実施に関すること 5 防災資機材等の備蓄に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること 4 防災訓練の実施に関すること 5 防災資機材等の備蓄に関すること	被災自治体の教訓及び自主防災組織の手引き（R5.3）総務省並びに市防災訓練の考え方を反映
名称	内容										
自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること <u>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</u> <u>5 防災訓練の実施に関すること</u> <u>6 防災資機材等の備蓄に関すること</u>										
名称	内容										
自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること 4 防災訓練の実施に関すること 5 防災資機材等の備蓄に関すること										

総-17	第3章 災害の想定・基本方針 第1節 災害の想定 2 風水害の被害想定 想定災害規模降雨による洪水想定図（〇〇地区センターへ修正）	第3章 災害の想定・基本方針 第1節 災害の想定 2 風水害の被害想定 想定災害規模降雨による洪水想定図（〇〇支所と記載）	名称変更
総-18	同上 土砂災害が想定される区域（〇〇地区センターへ修正）	同上 土砂災害が想定される区域（〇〇支所と記載）	
総-25	第3章 災害の想定・基本方針 第2節 基本方針 7 各種システムのバックアップ体制（ICT-BCP）を構築しておく。	第3章 災害の想定・基本方針 第2節 基本方針 7 各種システムのバックアップ体制を構築しておく。	防災基本計画の追記

【第2編 災害予防計画編】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
予-19	3 電源、非常用通信手段等の確保 市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。） 併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。	3 電源、非常用通信手段等の確保 市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。 併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。	防災基本計画の追記

予-20	<p>3 県有施設の活用 (2) 彩の森入間公園</p> <p>ア 耐震性貯水槽 (100t × 3) イ 非常災害用井戸 ウ 夜間照明 エ 放送施設 オ 非常電源 カ 避難施設 (414 m²) <u>キ マンホールトイレ</u> <u>ク かまどベンチ</u></p>	<p>3 県有施設の活用 (2) 彩の森入間公園</p> <p>ア 耐震性貯水槽 (100t × 3) イ 非常災害用井戸 ウ 夜間照明 エ 放送施設 オ 非常電源 カ 避難施設 (414 m²)</p>	文言追記
予-37	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第1節 防災体制の整備 第4 応援受け入れ態勢の整備【各部】 2 市が行う対策 (2) (略) その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(略)</p>	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第1節 防災体制の整備 第4 応援受け入れ態勢の整備【各部】 2 市が行う対策 (2) (略) その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(略)</p>	文言削除
予-49	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第5節 応急仮設住宅対策 第1 応急仮設住宅の用地確保【総務部・都市整備部・健康推進部・危機管理課・教育委員会】 1 応急仮設住宅適地の基準 応急仮設住宅の用地を確保する際、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。 (1)飲料水が得やすい場所 (2)保健衛生上適当な場所 (3)交通の便を考慮した場所 (4)住居地域と隔離していない場所 <u>(5)土砂災害の危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）等に配慮した場所</u> <u>(6)工事車両のアクセスしやすい場所</u> <u>(7)既存生活利便施設が近い場所</u> <u>(8)造成工事の必要性が低い場所</u></p>	<p>第2章 災害に強い防災体制の整備 第5節 応急仮設住宅対策 第1 応急仮設住宅の用地確保【総務部・都市整備部・健康推進部・危機管理課・教育委員会】 1 応急仮設住宅適地の基準 応急仮設住宅の用地を確保する際、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。 (1)飲料水が得やすい場所 (2)保健衛生上適当な場所 (3)交通の便を考慮した場所 (4)住居地域と隔離していない場所</p>	防災基本計画の追記

予-63	<p>第3章 市民の協力による防災対策 第2節 防災組織の育成・強化 3 自主防災組織の育成 (2) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修を実施し、組織的活動を支援する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策 第2節 防災組織の育成・強化 3 自主防災組織の育成 (2) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修を実施し、組織的活動を支援する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</p>	防災基本計画の修正
予-64	<p>自主防災組織図（例）</p>	<p>自主防災組織図（例）</p>	被災自治体の教訓及び自主防災組織の手引き (R5.3) 総務省並びに市防災訓練の考え方を反映

予-69	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>第1 市民に対する防災意識の啓発【市民安全課】</p> <p>12 家庭内の三つの取組の普及</p> <p>市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。</p> <p>(1) 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。</p> <p>(2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT 災害用伝言板 web171 をそれぞれ体験し、発災に備える。</p> <p>(3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えないため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>第1 市民に対する防災意識の啓発【市民安全課】</p> <p>12 家庭内の三つの取組の普及</p> <p>市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。</p> <p>(1) 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。</p> <p>(2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。</p> <p>(3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えないため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。</p>	防災基本計画の修正
予-70	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>〔マイ・タイムライン作成のポイント〕</p> <p>3 早めの避難</p> <p>警戒レベル4（避難指示）までに危険な場所から必ず全員避難</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第3節 防災意識の啓発</p> <p>〔マイ・タイムライン作成のポイント〕</p> <p>3 早めの避難</p> <p>警戒レベル4：避難指示までに危険な場所から必ず全員避難</p>	記号修正
予-74	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第4節 防災訓練</p> <p>（略）市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第4節 防災訓練</p> <p>（略）市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	文言削除
予-79	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第5節 要配慮者等の安全確保体制の整備</p> <p>第3 避難行動要支援者の対応【市民生活部・危機管理安全部・福祉部・こども支援部・健康推進部】</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第5節 要配慮者等の安全確保体制の整備</p> <p>第3 避難行動要支援者の対応【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部・危機管理課】</p>	担当部署の変更

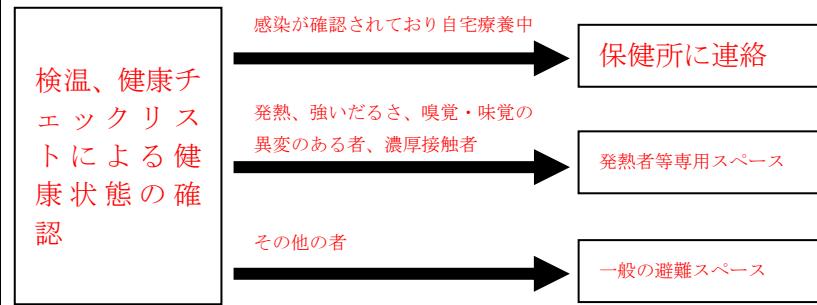
予-80	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第5節 要配慮者等の安全確保体制の整備</p> <p>3 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者に配慮した避難所（青少年活動センター）又は避難所内の要配慮者スペースについて、避難行動要支援者の避難生活を考慮した救援物資や介功用具の備蓄及び調達体制を確保するとともに、介護スタッフ等の確保体制を整備し、避難所運営計画を策定する。</p>	<p>第3章 市民の協力による防災対策</p> <p>第5節 要配慮者等の安全確保体制の整備</p> <p>3 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者に配慮した避難所（青少年活動センター、老人福祉センターやまゆり荘）又は避難所内の要配慮者スペースについて、避難行動要支援者の避難生活を考慮した救援物資や介功用具の備蓄及び調達体制を確保するとともに、介護スタッフ等の確保体制を整備し、避難所運営計画を策定する。</p>	施設廃止
------	--	---	------

【第3編 災害応急対策編 第1章 震災応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考																																
応 (震災) -1	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 配備・動員体制【各部】</p> <p>1 配備態勢</p> <p>自身災害時の配備態勢及び配備基準は、下記の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th colspan="2">地 震 発 生 時 の 配 備 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡会議体制</td> <td colspan="2">原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</td> <td>第 1 配備</td> <td>原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</td> <td>第 1 配備</td> <td>原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	地 震 発 生 時 の 配 備 基 準		情報連絡会議体制	原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合		警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合	第 2 配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報及び「 北海道・三陸沖後発地震注意情報 」が発表された場合	非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合	第 2 配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 配備・動員体制【各部】</p> <p>1 配備態勢</p> <p>自身災害時の配備態勢及び配備基準は、下記の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th colspan="2">地 震 発 生 時 の 配 備 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡会議体制</td> <td colspan="2">原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)</td> <td>第 1 配備</td> <td>原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)</td> <td>第 1 配備</td> <td>原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	地 震 発 生 時 の 配 備 基 準		情報連絡会議体制	原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合		警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合	第 2 配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合	第 2 配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合	防災基本計画の追記
配 備 体 制	地 震 発 生 時 の 配 備 基 準																																		
情報連絡会議体制	原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合																																		
警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合																																	
	第 2 配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報及び「 北海道・三陸沖後発地震注意情報 」が発表された場合																																	
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合																																	
	第 2 配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合																																	
配 備 体 制	地 震 発 生 時 の 配 備 基 準																																		
情報連絡会議体制	原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合																																		
警戒体制 (災害警戒会議を行い、通常の組織をもって警戒にあたる体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合																																	
	第 2 配備	上記地震による災害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合																																	
非常体制 (災害対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制)	第 1 配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は巨大地震の警戒の発令がされた旨の通報を受けた場合																																	
	第 2 配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合																																	
応 (震災) -2	<p>第1章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>4 災害時の動員体制</p> <p>(2) 指名本部員（次長、一部課長等）</p> <p>各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（秘書課長、人事課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。</p>	<p>第1章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>4 灾害時の動員体制</p> <p>(2) 指名本部員（次長、一部課長等）</p> <p>各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（未来共創推進室長、人事課長、危機管理課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。</p>	担当者の変更																																

応 (震災) -3	第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 4 災害時の動員体制 (10) 応援班（企画部、総務部、 <u>市民生活部</u> 、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、 <u>選挙管理委員会事務局</u> ）	第1節 応急活動体制 第2 配備・動員体制【各部】 4 災害時の動員体制 (10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）	配備体制に関する追記
応 (震災) -31	第1章 震災応急対策計画 第6節 救急救助・医療救護 地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。 また、救急救助・医療救護活動をより迅速かつ円滑にするため、震災時の各機関における血液等の供給体制を整備する。 なお、災害現場では、職員の健康管理や感染症対策等を徹底する。	第1章 震災応急対策計画 第6節 救急救助・医療救護 地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。 また、救急救助・医療救護活動をより迅速かつ円滑にするため、震災時の各機関における血液等の供給体制を整備する。 なお、災害現場では、職員の健康管理や <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策等を徹底する。	文言削除
応 (震災) -38 -39	第7節 避難活動 3 避難所の管理・運営 (5) 要配慮者や女性、 <u>性的マイノリティ</u> への配慮 シ <u>性的マイノリティ</u> から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的マイノリティ</u> 本人の了解なしに <u>性的マイノリティ</u> であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。	第7節 避難活動 3 避難所の管理・運営 (5) 要配慮者や女性、 <u>性的少数者</u> への配慮 シ <u>L G B T Qなど</u> <u>性的少数者</u> から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的少数者</u> 本人の了解なしに <u>性的少数者</u> であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。	防災基本計画の修正

<p>応 (震災) -40</p> <p>第7節 避難活動 第4避難所の設置・運営【各部】 4 避難所における感染症対策 <u>感染症</u>の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」(埼玉県作成)に沿って、<u>危機管理安全部と健康推進部</u>等が連携し、<u>必要な措置を取るものとする。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>第7節 避難活動 第4避難所の設置・運営【各部】 4 避難所における新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」(令和2年5月埼玉県作成)に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。</p> <p>(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保</p> <p>※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。 【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】</p> <p>(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。加えて、地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。</p> <p>(3) 避難所受付時のフロー</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
---	--	------------------



【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

- (4) 避難所レイアウトの検討
世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。
- (5) 避難者の健康管理
避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
また、感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。
- (6) 発熱者等の専用スペースの確保
発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。
- (7) 物資・資材
マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。
- (8) 自宅療養者の対応
自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。
また、自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

		<p>(9) 市民への周知 広報紙、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）を活用し以下の事項を市民に周知する。</p> <p>ア　自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。 イ　安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。 ウ　マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等</p> <p>(10) 感染症対策、避難所の衛生管理 手洗い、マスクの着用など基本的には感染症対策を徹底する。また、食事時間を見直して密集・密接を避ける。</p> <p>(11) 発熱者等の対応 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。</p>	
応 (震災) -43	第8節 緊急輸送 第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・ <u>危機管理安全部</u> ・都市整備部】	第8節 緊急輸送 第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・都市整備部】	部署の追加
応 (震災) -92 -93	<p>第23節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2 市民、企業等への呼びかけ【各部】</p> <p>市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>1 市民の防災対応</p> <p>(1) 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等</p> <p>(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p> <p>（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生</p>	<p>第23節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2 市民、企業等への呼びかけ【各部】</p> <p>市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>1 市民の防災対応</p> <p>(1) 日常生活を行いつつ、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等</p> <p>(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p> <p>（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生</p>	防災基本計画の修正

	<p>活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等</p> <p>2 企業等の防災対応</p> <p>(1) 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p> <p>(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>	<p>活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等</p> <p>2 事業所等の防災対応</p> <p>(1) <u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p> <p>(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>	
応 (震災) -94 -95	<p>第24 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</p> <p>同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本地域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。</p> <p>このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達【危機管理課】</p> <p>県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。</p> <p>情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機間に情報を伝達する。</p> <p>[北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ]</p>	<u>(新規)</u>	防災基本計画の追記



第2 市民、企業等への呼びかけ【各部】

県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

1 市民の防災対応

(1)日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

2 企業等の防災対応

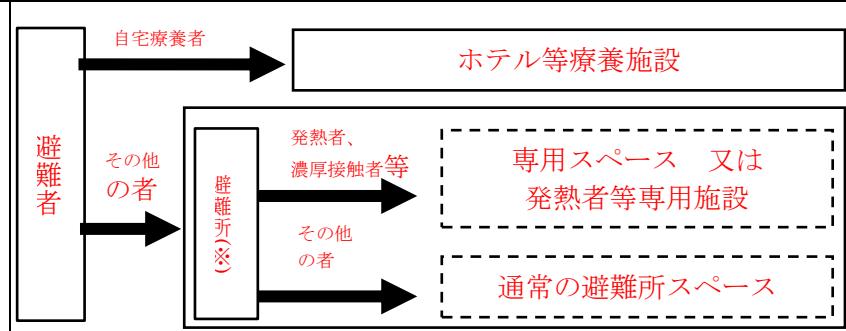
(1) 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

【第3編 災害応急対策編 第2章 風水害応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
応 (風水) -2	<p>第2章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>5 災害時の動員体制</p> <p>(2) 指名本部員（次長、一部課長等）</p> <p>各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（<u>秘書課長</u>、人事課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。</p>	<p>第2章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>5 災害時の動員体制</p> <p>(2) 指名本部員（次長、一部課長等）</p> <p>各部の次長（次長が置かれていない部においては次長相当職から1名）及び本部長が指定する課長等（未来共創推進室長、人事課長、<u>危機管理課長</u>）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。</p>	担当者の変更
応 (風水) -3	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 配備・動員体制【各部】</p> <p>5 災害時の動員体制</p> <p>(10) 応援班（企画部、総務部、<u>市民生活部</u>、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、<u>選挙管理委員会事務局</u>）</p>	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 配備・動員体制【各部】</p> <p>5 災害時の動員体制</p> <p>(10) 応援班（企画部、総務部、環境経済部、福祉部、こども支援部、健康推進部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）</p>	配備体制に関する追記
応 (風水) -15 -16	<p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】</p> <p>してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表する。</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。</p> <p>土砂災害警戒情報、特別警報が発令された場合、市及び防災関係機関は主に以下のことを行う。</p> <p>第3 <u>特別警報</u>・気象警報・注意報等の収集・伝達【危機管理安全部・消防組合】</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示され、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>第2 土砂災害警戒情報等の発令時に収集・伝達すべき情報【各部】</p> <p>してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する（警戒レベルについては「第3編 災害応急対策編 第2章 第6節 第1」参照）。</p> <p>土砂災害警戒情報、特別警報が発令された場合、市及び防災関係機関は主に以下のことを行う。</p> <p>第3 気象警報・注意報等の収集・伝達【危機管理安全部・消防組合】</p> <p>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や<u>低地</u>の浸</p>	防災基本計画の修正

	<p>水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等に<u>より</u>実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称<u>が用いられる</u>場合がある。</p>	<p>浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称<u>を用いる</u>場合がある</p>	
応 (風水) -34	<p>第2章 風水害応急対策計画 第5節 救急救助・医療救護 (略) なお、災害現場では、職員の健康管理や感染症対策等を徹底する。</p>	<p>第2章 風水害応急対策計画 第5節 救急救助・医療救護 (略) なお、災害現場では、職員の健康管理や<u>新型コロナウィルス感染症を含む</u>感染症対策等を徹底する。</p>	文言削除
応 (風水) -44 -45	<p>第2章 風水害応急対策計画 第6節 避難活動 (5) 要配慮者や女性、<u>性的マイノリティ</u>への配慮 シ <u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的マイノリティ</u>本人の了解なしに<u>性的マイノリティ</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p>	<p>第2章 風水害応急対策計画 第6節 避難活動 (5) 要配慮者や女性、<u>性的少数者</u>への配慮 シ <u>L G B T Q</u>など<u>性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的少数者</u>本人の了解なしに<u>性的少数者</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p>	防災基本計画の修正
応 (風水) -46	<p>第6節 避難活動 第5 避難所の設置・運営【各部】 4 4 <u>避難所における感染症対策</u> <u>感染症</u>の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」(埼玉県作成)に沿って、<u>危機管理安全部と健康推進部</u>等が連携し、<u>必要な措置を取るものとする</u>。 <u>(削除)</u></p>	<p><u>第6節 避難活動</u> <u>第4 避難所の設置・運営【各部】</u> <u>4 避難所における新型コロナウィルス感染症対策</u> <u>新型コロナウィルス感染症</u>の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針 (新型コロナウィルス感染症に対応したガイドライン)」(令和2年5月埼玉県作成)に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。 (1) 健康状態に合わせた避難場所の確保</p>	防災基本計画の修正

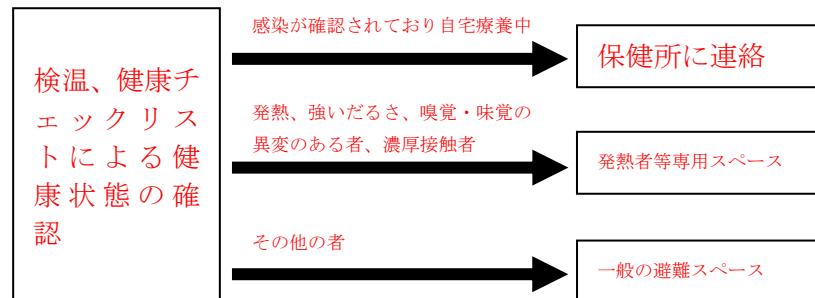


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。加えて、地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

(3) 避難所受付時のフロー



【埼玉県地域防災計画（令和4年3月）による】

(4) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(5) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

また、感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(6) 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者

(以下「発熱者等」という。)のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(7) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(8) 自宅療養者の対応

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

また、自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

(9) 市民への周知

広報紙、インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）を活用し以下の事項を市民に周知する。

- ア　自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- イ　安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ウ　マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

(10) 感染症対策、避難所の衛生管理

手洗い、マスクの着用など基本的には感染症対策を徹底する。また、食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(11) 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウィルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウィルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

応 (風水) -49	第7節 緊急輸送 第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・ <u>危機管理安全部</u> ・都市整備部】	第7節 緊急輸送 第1 緊急輸送道路の応急復旧【企画部・都市整備部】	部署の追加
------------------	--	---------------------------------------	-------

【第3編 災害応急対策編 第3章 その他災害の応急対策計画】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
応 (その他) -6	<p>第3節 火山噴火対策計画</p> <p>第2 降灰対策【各部・道路管理者・警察署】</p> <p>1 降灰・被害状況の調査</p> <p>市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、<u>降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。</u></p> <p><u>また、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供するとともに、農作物、交通等の被害が発生した場合は被害状況を把握する。</u></p> <p><u>降灰調査項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>降灰の有無・堆積の状況</u> (2) <u>時刻・降灰の強さ</u> (3) <u>構成粒子の大きさ</u> (4) <u>構成粒子の種類・特徴等</u> (5) <u>堆積物の採取</u> (6) <u>写真撮影</u> (7) <u>降灰量・降灰の厚さ</u> 	<p>第3節 火山噴火対策計画</p> <p>第2 降灰対策【各部・道路管理者・警察署】</p> <p>1 降灰・被害状況の調査</p> <p>市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、<u>その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>	防災基本計画の追記

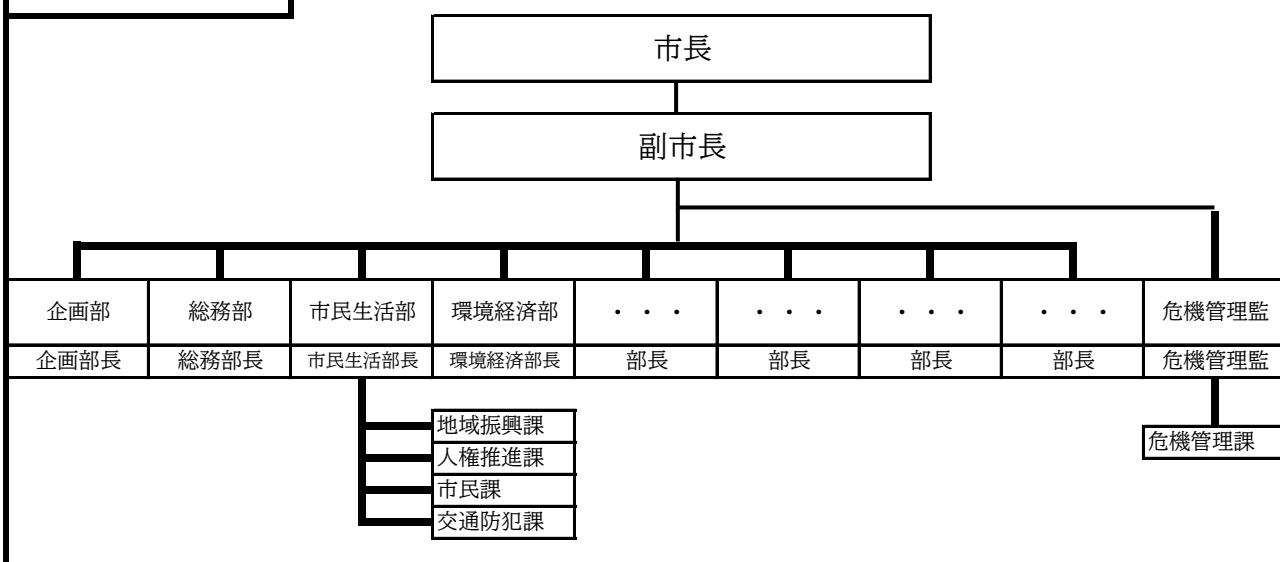
【第4編 災害復旧・復興編】

ページ (改訂案)	改訂案	現行	備考
複-1	<p>第1章 災害復旧事業の推進</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図る。</p> <p>事前に地域の抱える課題を抽出しておき、被災を契機として都市構造や地域産業の構造等をより安全なものに改善する復興計画を速やかに作成し、地域住民や関係団体との調整及び合意形成を行い、計画的に復興事業を推進する。</p> <p>特に震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業許可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地開発等の事業を実施するうえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、事前に確認しておけることや対応できることについては洗い出しをしておくことが望ましい。</p> <p>また、<u>ジェンダー主流化</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。</p>	<p>第1章 災害復旧事業の推進</p> <p>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図る。</p> <p>事前に地域の抱える課題を抽出しておき、被災を契機として都市構造や地域産業の構造等をより安全なものに改善する復興計画を速やかに作成し、地域住民や関係団体との調整及び合意形成を行い、計画的に復興事業を推進する。</p> <p>特に震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業許可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地開発等の事業を実施するうえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、事前に確認しておけることや対応できることについては洗い出しをしておくことが望ましい。</p> <p>また、<u>男女共同参画</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。</p>	防災基本計画の修正

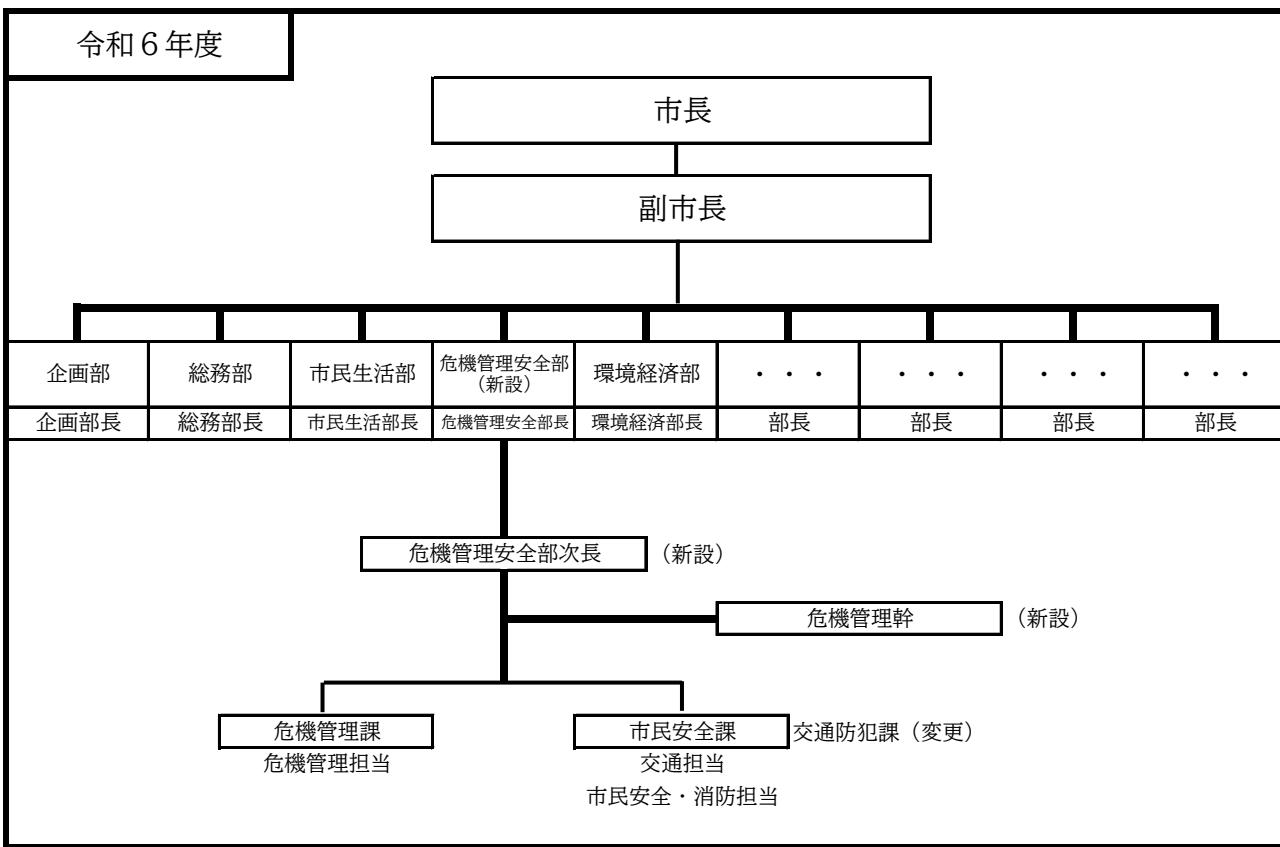
危機管理体制に関する組織の見直しについて

資料 2

令和5年度



令和6年度



危機管理課

危機管理及び計画関係の業務で、危機管理体制の整備、外部機関との連携を担う部門

平時は考えることに注力できる体制とする

自然災害、大規模事故災害、武力攻撃事態、緊急対処事態、その他の危機への対応

市民安全課

交通防犯分野に加えて、平時の災害への備えの分野である防災、消防関係を担い部全体の実働部分全般を担う部門

コミュニティ支援を集約することで事務の効率化を図る

交通、防犯、消防団、防災、基地に関する対応

危機管理幹

あらゆる危機事態に対応し、専門的知見に基づき全庁的な危機管理体制の中心的な役割を担う

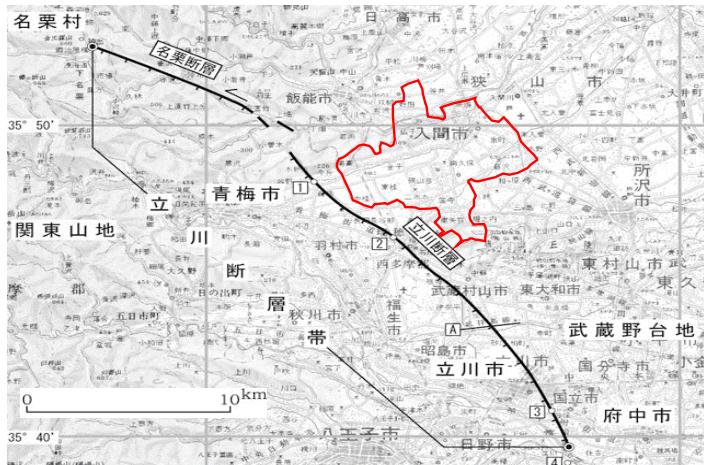
令和6年度 第46回入間市防災訓練概要

1. 目的

近い将来発生すると言われている首都直下地震や立川断層帯に起因する活断層地震を想定し、自助・共助・公助体制を検証するために訓練を実施する。

また、震災時、風水害時ともに必要不可欠な避難所の開設手順や運営方法を確認するとともに、災害対策本部や現場本部の統括について強化を図る。

<立川断層と入間市の配置図（地震調査研究推進本部発表の図を抜粋。入間市境界を加筆。）>



参考

埼玉県の地震被害想定調査によると立川断層が活動した場合に発生する地震が、入間市に最も大きな被害をもたらすものと予測されています。(30年の発生確率は0.5~2%)

平成7年 阪神・淡路大震災 30年の発生確率は0.4~8%

平成28年 熊本地震熊本地震 30年の発生確率は0~0.9%

令和6年 能登半島地震 30年の発生確率は1~3%

※発生確率は、発生直前の数値

2. 訓練想定

令和6年11月10日(日)午前8時15分、立川断層によるマグニチュード7.4、震度6強の強い地震が発生し、直前には季節外れの長雨により市内の土壌雨量指数も高い状態にあったため、土砂災害も発生している。(埼玉県地震被害想定調査に基づく地震の規模等)

地震により家屋が多数倒壊し、火災も多発し、また、電気、電話、ガス、水道などのライフラインに重大な障害が発生している。市は地域防災計画等に従い災害対応を開始する。

3. 重点項目

災害発生から数時間を見越して、実態に合わせた訓練を実施する。

- ①避難所開設及び運営訓練の実施
- ②現場本部訓練の実施
- ③災害対策本部訓練の実施

4. 共同主催

入間市・入間市連合区長会

5. 訓練実施日

令和6年11月10日(日)雨天決行

(気象警報発令時など災害発生の恐れがある場合は中止)

6. 訓練会場

- ①48会場 避難所※豊岡高校・向陽高校・武道館・市民体育館、東金子地区体育館、やまゆり荘を除く
- ②9会場 現場本部（各地区センター）
- ③1会場 災害対策本部（市役所）

7.令和6年度入間市防災訓練参加者数

訓練分類	年度		令和5年度		令和6年度	
	訓練参加団体	訓練者総数	訓練参加団体	訓練者総数	訓練参加団体	訓練者総数
本部訓練関係	16団体	353人	17団体	452人		
現場本部関係	9本部	70人	9本部	67人		
自主防災会連絡会	6団体	119人	6団体	118人		
地区自主防災会他	121団体	17,782人	120団体	21,759人		
避難所関係	21団体	1,852人	26団体	3,587人		
計	173団体	20,176人	178団体	25,983人		

令和7年度第47回入間市防災訓練

1. 重点訓練項目：実災害に対応できる訓練の実施

- (1) 避難所の開設や運営訓練の実施
- (2) 避難所と現場本部との連携
- (3) 現場本部と災害対策本部との連携
- (4) 災害対策本部での入間版FEMAの実施

2. 訓練想定：立川断層帯による震度6弱の強い地震を想定

3. 実施日時：令和7年11月9日(日)午前8時15分から